

浄化槽法定検査（法第11条検査）

受検のお願い

浄化槽は保守点検・清掃と法定検査が適切に行われることによって、毎日のくらしの中から出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

浄化槽法では保守点検・清掃とは別に、これらが適切に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査する「**法定検査**」が義務づけられています。

浄化槽にとって、保守点検・清掃は、いわば日常の健康管理であり、法定検査は健康診断にあたります。

毎年1回行う定期検査は、これまで11人槽以上の比較的大きな浄化槽と官公署分はすべて検査していましたが、10人槽以下の家庭用の浄化槽も検査できる体制が整ったため、平成17年度から順次検査を実施しています。

浄化槽を設置されている方は、法定検査の趣旨をご理解の上、必ず受検していただきますようお願いいたします。

<検査の内容>

1. 使用開始検査（法第7条検査）

浄化槽を使い始めてから3ヶ月を経過した後に、設置工事が適正に行なわれ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか検査を行います。

2. 定期検査（法第11条検査）

毎年1回、浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか検査します。

なお、家庭用の浄化槽は、検査の結果、適正な維持管理が行われている浄化槽については、当分の間、5年に1回行うことになりました。

検査手数料（5～10人槽）

	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
使用開始検査	—	11,000円
定期検査	4,000円	6,000円

- ※法定検査は、設置者の委託を受けて業者が行う保守点検・清掃とは異なります。
- ※法定検査は、県の指定検査機関「(財)鹿児島県環境検査センター」が行います。
- ※法定検査は、事前に指定検査機関からハガキにより実施日の通知をします。
- ※法定検査の結果、改善の必要な浄化槽は、地域振興局（保健福祉環境部、建設部）から指導が行われます。

問い合わせ先

鹿児島県指定検査機関
 (財)鹿児島県環境検査センター 鹿児島市錦江町11-40
 ☎099-223-3185
<http://www.kagoshimakensa.or.jp/>
 同地区担当（鹿屋保健所駐在） ☎0994-40-3196
 錦江町役場 保健福祉課 ☎0994-22-3044

●総理大臣がまたまた代わりました。約2年間で3人目…。10月3日現在、解散総選挙も噂されるなか、そのXデーも二転三転…。国民の為の政治のはずなのに、国民が振り回されているような…。日本の政治は、日本の未来はどこへ向かっていくのだろうか。

●未だに鬮先輩と言われるので眼鏡を替えました。でも、髪がやんかぶつてきました。坊主にするか、パーマをかけるか悩む日々。ロード・トゥ・キムタク。キムタクへの道はまだ遠い。

●気になる一枚の答え。普段は閉まることのないこの扉「防潮扉」と言って高潮や高波対策の為のもの。普段は開けてあり、台風の時などだけ閉じられます。鉄だけにかかり重く、大きいものは大人4、5人がかりで開閉します。台風の前後に役場消防隊が「せーのー」の掛け声で扉を押している姿を見たことがある方もいるのでは？

編集後記

発行 錦江町役場
 編集 企画課
 〒893-2392
 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963
 ☎0994-22-3032 FAX 0994-22-1951
 錦江町ホームページアドレス
<http://www.town.kinko.lg.jp>



今月の一冊

「オオカミグーの はずかしいひみつ」

きむら ゆういち 作

元気で強い オオカミグー。でもそんなグーにも、みんなにいけない秘密があるのです。それは自分を育ててくれたお母さんのこと…。元気なグーとやさしいお母さんのものがたりです。ぜひぜひ一度読んでみてください。心にズキズキジ〜んとやさしさが広がります。

●文化センター図書室にて貸し出し中●

第8回 ツール・ド・おおすみ

～やさしく走ろう！本土最南端！佐多岬！～
 参加者大募集！応援もよろしくネ！

日時 11月30日（日）午前9時～

Aコース 佐多岬（124*_口）
 Bコース 自転車競技場（62*_口）
 Cコース 神川大滝公園（30*_口）

申込み期間 10月1日～11月15日

参加料

	一般	高校生以下	小学生以下
Aコース	5,000円	3,000円	
Bコース	4,000円	2,500円	2,000円
Cコース	3,000円	2,000円	1,500円

申込み・問い合わせ先
 鹿屋市北田町11103番地 ☎0994-40-5525
 ツール・ド・おおすみ実行委員会

気になる一枚

